



平成 21 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 三光ソフランホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高 橋 誠 一
(コード番号 1729 大阪証券取引所
(ヘラクレス市場))
問合せ先 執行役員経営企画室長 有保 誠
TEL:048-669-1300

臨時株主総会および普通株主による

種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 27 日開催の取締役会において、平成 21 年 4 月 28 日開催予定の当社の臨時株主総会および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、平成 21 年 4 月 28 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 3 月 19 日（木）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって本株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、下記のとおり当該基準日に関する公告をすること（以下「本基準日設定公告」といいます。）といたしましたのでお知らせいたします。

記

- (1) 基準日 平成 21 年 3 月 19 日（木）
- (2) 公告日 平成 21 年 3 月 4 日（水）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.sanko-soflan.co.jp>

2. 本株主総会の日程・付議議案等について

本日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」で公表のとおり、パイン株式会社は、平成 21 年 1 月 15 日から平成 21 年 2 月 26 日までの期間、当社株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、当社の普通株式 25,089,902 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：40.5%）を保有し、当社の創業者でありかつ代表取締役社長である高橋誠一氏（所有株式数 17,864,000 株、所有割合：28.8%）、当社の第二位（同順位 2 名）株主である高橋幸一郎氏（所有株式数 5,280,000 株、所有割合：8.5%）、当社の第二位（同順位 2 名）株主であり公開買付者の取締役である高橋大輔氏（所有株式数 5,280,000 株、所有割合：8.5%）、当社の第五位株主である高橋昌子氏（所有株式数 850,000 株、所有割合：1.3%）、当社の第八位株主であり公開買付者の取締役である高橋幸枝氏（所有株式数 640,000 株、所有割合：1.0%）、高橋昌子氏が代表取締役社長を努める当社の第四位株主の株式会社シャイン・コーポレーション（所有株式数 1,440,000 株、所有割合：2.3%）（以下高橋誠一氏、高橋幸一郎氏、高橋大輔氏、高橋昌子氏、高橋幸枝氏、株式会社シャイン・コーポレーションを総称して「創業家一族」といいます。創業家一族の所有株式数は合計 31,354,000 株、所有割合は合計：50.6%となります。）と併せて 91.1%を保有するに至っております。

当事業においては、平成 21 年 1 月 14 日付当社プレスリリース「パイン株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明について」にてご報告申しあげておりますとおり、当社グループを取り巻く経営環境は、2008 年（平成 20 年）10 月以降も急激に悪化し、当社の子会社である三光ソフラン株式会社（主要事業：建設、不動産）においても第 1 四半期の業績に急ブレーキがかかり、設立後 33 年を経過して初めての赤字経営を余儀なくされ、当社としてはこれまでに経験したことのない不動産不況であり、またこの厳しい経営環境は今後も暫く継続するものであると認識するに至りました。

本中期経営計画を策定した時点では、これほどの経営環境悪化を想定しておりませんでした。このような状況が継続いたしますと、これまで比較的堅調でありました賃貸管理事業及び介護事業についても大きな影響を及ぼしかねないと懸念されます。

当社経営陣は、このままの状態を放置し続ければ、いずれ当社株主並びに取引先等のステークホルダーの皆様に多大な影響を与えかねず、相当思い切った改革（当社事業会社におけるリストラや出向・転籍などの人員配置の見直しや大幅な組織変更、当社子会社の統合・再編など）と抜本的な経営の見直しを行うべきであるとの結論に至りました。

さらに、近年、資本市場に対する規制が急激に強化されていることに伴い、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増大することが見込まれることから、これらが当社の経営改革推進の足かせになる可能性も否定できません。

かかる状況下において、急激に変化する経営環境に対応し、短期的な業績の変動に捉われずに中長期的な視野で経営できる堅固な会社とするために、当社の採りうる様々な経営の選択肢を検討した結果、当社は非公開化によって当社経営陣による迅速な意思決定と一貫性のある経営方針の実践が重要であるとして、マネジメント・バイアウト（MBO）^(注)の手法にて当社の非公開化を行うことが最善であると判断いたしました。

^(注) マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般的に、対象企業の業務執行を行う経営陣の全部又は一部が、金融投資家等と共同して対象企業株式や営業資産を買い取って経営権を取得する取引をいいます。

具体的には、以下の方法により当社を非公開化することといたしました。

当社は、本臨時株主総会において、①定款の一部を変更して当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部を変更して当社の発行する全ての普通株式に会社法第108条第1項第7号に規定する全部取得条項を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに他の種類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。また、上記②の定款変更については、会社法第111条第2項第1号により、株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本種類株主総会を併せて開催することを検討しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本臨時株主総会の開催日および付議議案の詳細等につきましては、本日同時に開示しております「当社の非公開化等のための定款の一部変更及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上